資料７－１

出会い系サイト被害の実情について

弁護士　小　田　典　靖

何故，高額な被害が発生するのか？

- **非任意・非自発的な登録**

  SNSから巧みに誘導されたり，占いサイト・懸賞サイトに登録したところ出会い系サイトにも登録されてしまったなど，非任意・非自発的な登録者が多数を占める。

- **無料ポイントの付与による利用しやすさ**

  登録当初は，無料ポイントが付与されることが多い。そのため，出会い系サイトの利用に対する抵抗感が薄れる。

- **被害者の状況に応じた虚偽文句**

  それ単独では到底騙されないような虚偽文句でも，被害者の置かれた状況によっては誤信してしまう危険性がある虚偽文句が用いられている。

  例えば，①ポイント料の購入原資が乏しくなってきたと弱音を述べる被害者に対して，“ポイント料永久無料化キャンペーン”を告知する。②何度も面会をすっぽかされてサクラを疑っている被害者に対して，“個人情報閲覧手続”を告知する。③莫大な金銭の給付に誘惑されている被害者に対して，「あと少しの頑張り！今止めたら，これまでの行為が全て無になる」と告げる。④止めようとしている被害者に対して“訴訟”，“警察沙汰”等の不当な警告をする。

サイト業者の実態は？

- **分社化・分業化・IT化による高度な組織性**

  実質的には1つのサイト業者が，複数の会社法人格を用いて多数の出会い系サイトを運営している。

  大きなサイト業者グループにおいては，サイト運営部門，交渉担当部門，アルバイト募集部門，決済担当部門などを分業している模様。

  そして，ITを利用して，これらを効率良く運用している。個々の被害者ごとに管理ページを設け，複数の人物が1つのサクラ人格を演じることができる。

- **組織の末端の二極化**

  被害者を代理してサイト業者と実際に交渉すると，非常に気弱そうな若者が交渉相手の場合もある。サクラのアルバイトの延長でサイト運営も任されているのか。

  しかし，妙に場慣れしていたり，強気であったりする者の方が多い模様。これらの者は，自分が逮捕されないことを確信しているように思われる。

出会い系サイト規制の方向性（私見）

- **組織的詐欺としての確実な検挙**

  現行法制でも，刑事的な訴追は十分に可能。これによる威嚇・啓発が最も確実。

- **出会い系サイト規制法の目的と規制の拡充**

  （通称）出会い系サイト規制法は，児童保護を目的としている。この法律の目的に財産的被害の防止も含ませ，それに相応しい規制を盛り込むことも。

  ただし，確実な監督がなければ，かえって悪影響を発生させることになりかねないので，立法的な対処だけではなく，監督体制の整備も必須。

- **登録原因に対する規制**

  特定商取引法，特定電子メール法の確実な運用。

- **資金流入の規制**

  違法な出会い系サイト業者が，クレジットカードシステム，電子マネーを利用できない体制を現実に構築する。また，（通称）振り込め詐欺救済法の整備とその適切な運用により口座振り込み案件にも対処。

- **詐欺会社の温床の撲滅**

  詐欺会社の温床になっているバーチャルオフィスやレンタルオフィスに対する規制。